

大阪市工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例案

大阪市工業用水道事業給水条例（昭和34年大阪市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項及び第4項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

第27条を次のように改める。

（料金等の納付方法）

第27条 この条例により納付しなければならない料金その他の費用の納付方法は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める方法による。ただし、局長が特別の理由があると認めるときは、その他の方法によることができる。

(1) 料金 納入通知書に基づく払込み又は口座振替の方法

(2) 料金以外の費用 納入通知書に基づく払込みの方法

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の大阪市工業用水道事業給水条例（以下「改正後の条例」という。）第22条第2項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る給水料について適用し、施行日前の使用に係る給水料については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第22条第4項の規定は、施行日の属する月の翌月分のメーター料から適用し、施行日の属する月分までのメーター料については、なお従前の例による。

平成26年 2 月 28 日提出

大阪市長職務代理者

大阪市の市長 村上 龍 一

説 明

工業用水道料金を改定するとともに、工業用水道料金等の納付方法を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市工業用水道事業給水条例（抄）

(料 金)

第22条 省 略

2 給水料は、1月につき、次の区分に応じ算定した金額に $\frac{100分の105}{100分の108}$ を乗じて得た額とする。

ただし、1円未満の端数金額があるときの端数計算については、局長が別に定める。

(1)-(2) 省 略

3 省 略

4 メーター料は、1個1月につき、次の表の左欄に掲げるメーターの口径の区分に応じ、同表の右欄に掲げる金額（超過流量を表示する機器を設置する場合にあつては、当該金額に4,600円を加算した額）に $\frac{100分の105}{100分の108}$ を乗じて得た額とする。

省	略
---	---

(料金等の納付方法)

第27条 この条例により納付しなければならない料金その他の費用の納付方法は、納入通知書に次の各号に掲

基づく払込み又は口座振替の方法による。ただし、局長が特別の理由があると認げる費用の区分に応じ、当該各号に定める

めるときは、その他の方法によることができる。

(1) 料金 納入通知書に基づく払込み又は口座振替の方法

(2) 料金以外の費用 納入通知書に基づく払込みの方法